

『2023年度HTM奨学金』 募集要項

2022年9月吉日

公益財団法人公益推進協会

1. 目的

このHTM奨学金は、次世代を担う人材の育成を図るため、向学心がありながらも経済的理由により就学が困難な者に対し、修学上必要な学資金（奨学金）を高校在学中の2年間支給することで奨学援護を行い、もって社会に有為な人材を育成することを目的とします。

なお、この奨学金は返済の義務はなく、将来の就職等についても何等の義務もないことといたします。また、他の奨学金制度との併用も可能です。

2. 応募資格

学校教育法による石岡第一高校、下妻第一高校、下妻第二高校、水戸市内の県立高校の第一学年に在学し、人物・学力共に優れ、かつ向学心に燃えているが、経済上の理由【世帯年収・・・給与所得者400万円以内（収入金額）・給与所得者以外200万円以内（所得金額） また、両親のいずれかが会社経営者の方は対象外とします。】により、奨学援護を希望する者とします。

なお、世帯収入は、世帯全員の税金や社保税金などを引く前の総支給額（額面総額）のことです。

3. 応募・選考方法

募集期間：2022年9月1日～2022年12月5日（当日消印有効）

(1) 2023年度 HTM奨学金願書

※HTM奨学金願書は、当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードし、必要事項を記入してください。

(2) 成績証明書（通信簿など）・・・第1学年から直近まで

(3) 家族の所得を証明する書類・・・例：給与所得者は前年度分の源泉徴収票、給与所得者以外は税務署又は地方公共団体による前年度分の所得を証明するもの（税務署の收受印のある確定申告書（控）のコピーも可）等。

(4) 申請者情報及び身元保証書

(5) 個人情報の取扱についての同意書

4. 採用人数

2023年度の奨学生は5名程度を採用とする。

5. 給与期間・給与額

2023年4月から卒業月まで（2年間24ヶ月）の間を通じて、月額2万円を半期ごと（4月と10月）に支給します。支給額は年額24万円（2年合計48万円）になります。

6. 支給継続資格

- (1) 学期末月内に在学証明書を提出する。
- (2) 学年末月内は上記と共に、近況報告（様式不問）も提出する。
- (3) 高校卒業時には、原稿用紙1枚以上の作文を提出する。

□願書等の資料郵送先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階
（公財）公益推進協会 H T M奨学金 事務局 宛

□選考方法及び通知

当財団の選考委員会において厳正に選考し、常任理事会で奨学生を決定します。
なお、2023年1月下旬を目処に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。
また、最終決定は進級確認後（4月以降）となりますので、奨学金の交付には、進級に関する在学証明書の提出が必要です。

□奨学金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。
その用紙が当財団に返送されましたら、4月以降に進級を確認し、指定先口座に振り込みます。
（振込は4月と10月の半期毎に行います）
但し、銀行振り込みの場合、振込手数料を差し引いた額とします。

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階
公益財団法人公益推進協会 H T M奨学金 事務局

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5425-4204

E-mail : info@kosuikyo.com

なお、問い合わせの対応時間は平日の10:00～18:00までとします。

